

広島県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県備北地域事務所建設局において、平成二十年五月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十年四月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三次江津線	三次市粟屋町三三四二番一地从先から 三次市粟屋町三四六七番一地从先まで	平成二〇年四月二四日